

令和3年(ネ)第2603号
新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求控訴事件

控訴人(原審では原告) 半澤一宣
被控訴人(原審では被告) 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

準備書面(その18)(被控訴人ら共通、被控訴人JR西日本)

2021(令和3)年11月14日

東京高等裁判所 第4民事部 御中

控訴人 半澤一宣

この準備書面(その18)では、控訴状に記した控訴の趣旨の2(喫煙ルーム廃止請求)および控訴の趣旨の3(損害賠償請求)に係る内容について記します。

目次

・控訴の趣旨の2(喫煙ルーム廃止請求)関係	2
1. 控訴審第1回口頭弁論における控訴人の発言の訂正とお詫び	2
2. 被控訴人らからの2021(令和3)年11月1日付【準備書面(4)】への反論	3
(1) 控訴人が【甲58~63号証】の動画を撮影したときの動作についての補足説明	3
(2) 喫煙ルームから退出する人が前面に押し出す気流の存在について	3
(3) 紙吹雪の落下範囲について	4
(4) 【乙5~7号証】は被控訴人らが言う「喫煙ルームから人が退出する際に煙草の煙が中から外へ流出するような気流が発生していないこと」の証明にはなっていないことについて	5
(5) 被控訴人らが500系車両で実験を行った動画を提出していないことについて	6
(6) 結論	8
3. 【乙5~7号証】には手続上の不備がある疑いについて	9
4. 控訴審第1回口頭弁論で控訴人からの求釈明に係る言及が何も無かったことについて	10
5. 被控訴人らからの【準備書面(4)】で【甲66号証】に係る反論等の言及が何も無かったことについて	11
・控訴の趣旨の3(損害賠償請求)関係	12
6. 控訴審第1回口頭弁論で■■■■車掌への証人尋問の実施に係る言及が何も無かったことについて	12
・控訴人の意見	13
・その他(被控訴人らが再反論を希望する場合の対応方について)	14

- ・控訴の趣旨の2（喫煙ルーム廃止請求）関係
（関連する範囲で、控訴の趣旨の3（損害賠償請求）に係る記述も含みます）

1．控訴審第1回口頭弁論における控訴人の発言の訂正とお詫び

この口頭弁論の席で、控訴人は、裁判長から、

「【甲66号証】の原本は裁判所へ提出済みですね？」

旨を尋ねられた際、咄嗟に「はい」と答えてしまいました。

しかし控訴人が裁判所へ提出したのは正本(写し)で、原本は控訴人の手元にあります。

そのことは【甲66号証】1頁目の、作成者の自筆署名と押印の部分に筆圧痕が無いことを確かめれば、ご理解いただけることと存じます。

控訴人は、裁判長から上記の質問をされた際、書証番号だけ言われてもどの書面のことかが咄嗟にはわからず、裁判長に同意しなければいけないような雰囲気飲まれてしまい、結果的に事実と異なる回答をしてしまいました。

次回の口頭弁論の際【甲66号証】の原本を再度持参いたしますので、その際ご確認の程よろしくお願い申し上げます。

お手数とご迷惑をおかけしてしまう形になり、申し訳ございませんでした。

2. 被控訴人らからの2021(令和3)年11月1日付【準備書面(4)】への反論

(1) 控訴人が【甲58～63号証】の動画を撮影したときの動作についての補足説明
被控訴人らが、【準備書面(4)】の2頁11～14行目で、

「自らの体の前側に紙片(控訴人が「紙吹雪」と称するもの。)を落下させ…」

「(なお当該動画からは、具体的な動作の内容は明らかではない。)」

と指摘している点について、先に説明しておきます。

この実験の目的は、喫煙ルームから退出する人の背後に、退出する人に引きずられるような、すなわち喫煙ルームの中から外へと向かう(健康増進法施行規則(2003(平成15)年厚生労働省令第86号、最終改正:2019(平成31)年厚生労働省令第17号)第16条の1で定める喫煙室の設置要件のそれとは逆向きの)気流が発生するのか否かを、確かめることでした。

そういう気流が本当に発生している場合、それを可視化するためには、退出する人(撮影者=控訴人)の背後に紙吹雪を発生させる必要があります。

ですから控訴人は、右手でカメラを持ち、喫煙ルームに入り出入口の方へ向いてから、左手で紙吹雪の素となる紙片を取り出し、それを胸元から、頭上のやや後方(喫煙ルームの出入口から見て奥のほう)に向けて、放り上げるように撒きました。

被控訴人らが言うように「自らの体の前側に…落下させ」たではありません。

そういう紙吹雪の撒き方をしたのでは実験の目的と矛盾しますし、そもそも仮に控訴人がそういう動作をしていたのだとしたら、そういう動作や紙吹雪を映し込まないように【甲58～63号証】の動画を撮影できたはずがないことは、容易に理解できるはずです。

これらのことを踏まえ、以下のとおり反論します。

(2) 喫煙ルームから退出する人が前面に押し出す気流の存在について

この【準備書面(4)】の2頁14～16行目には、

「控訴人が喫煙ルームの外に出たと主張する紙片は、控訴人の体に押し出される形で、又は控訴人の体に付着したものがその後落下することにより喫煙ルームの外に出た可能性が極めて高い。」

との記述があります。

しかし、仮に控訴人が自らの体で紙片を押し出していたのだとしたら、その紙片が動画のどこかに映り込んでいなければおかしいはずです。

控訴人が喫煙ルームから退出し始めてからは、カメラは常に控訴人の体の前側を映し続けているからです。

しかし実際には、【甲58～63号証】のどこにも、そのような紙片は映っていません。

また【甲51号証】の2頁(書証としての頁番号。原書での頁番号は142頁)の【図2～4】では、人体の前面にもタバコ煙が存在することを示す着色が描かれています。

これはコンピューターでのシミュレーション結果においても、人が喫煙ルームから退出するときには、退出する人に引きずられる気流だけでなく、人が押し出す気流も、同時に発生することを意味しています。

ですから、百歩譲って、仮に被控訴人らが言うとおり控訴人が自らの体で一部の紙片を押し出していたとした場合であっても、【甲51号証】によるシミュレーション結果とは矛盾しません。

要するに、控訴人に限らない誰であっても(控訴人以外の乗客や、更には【乙5～7号

証】の実験に協力した被控訴人らの従業員であっても、人が喫煙ルームから退出するときには（退出する人の背後に生じる引きずられるような気流か、前面に生じる押し出されるような気流かの違いは問わず）喫煙ルームの中から外へと向かう気流が必ず発生する事実があることが、控訴人が行った実験によって証明できたと言えるわけです。

したがって、新幹線列車内の喫煙ルームが（注1）上掲・健康増進法施行規則で定める喫煙室の設置要件、すなわち、

「出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること」

を満たしていない、不適法な（違法な）施設であることは、もはや動かしようのない事実であるわけです。

このような気流が発生する喫煙ルームが、受動喫煙の防止という健康増進法の基本理念に違背するもので、その存続を今後も容認すべき法律上の根拠が何も無い施設であることは、もはや明白です。

よって裁判所は、被控訴人らに対して、違法な施設である新幹線列車内の喫煙ルームの全廃を命じる判決を出すべきです。

なお被控訴人らは、上掲引用文中の、

「控訴人の体に付着したもの（紙片）がその後落下することにより喫煙ルームの外に出た可能性が極めて高い」

と考える根拠を何も示していません。

訴訟手続に限らない一般論として、科学的な根拠（裏付け）を何も示すことなく「何々である可能性が極めて高い」と主張するのは、議論を非科学的な方向へ誘導し、真実（本件訴訟の場合、人が喫煙ルームから退出するとき室内から室外へと向かう気流が現に発生していること）を歪曲もしくは隠蔽しようとするものであり、説得力を伴わない不誠実で不適切な行為・発言であると非難せざるを得ません。

被控訴人らは、上記のように考える科学的・合理的な根拠が何かあるのであれば、それを具体的に明示すべきです。

それができないのであれば、被控訴人らは、科学的な根拠を伴わないで控訴人の主張が誤りであるかのように印象づけ控訴人を貶めようとする上記の主張を、撤回すべきです。

(3) 紙吹雪の落下範囲について

また被控訴人らは、【準備書面(4)】の2頁17～22行目で、

「控訴人が落下させた紙片のほぼ全てが喫煙ルーム内に落下している（仮に喫煙ルームの中から外への気流が発生しているとすれば、その紙片のほぼ全てが喫煙ルーム内に落下することはないはずである。）」

「喫煙ルームの外に落下している紙片の一部については、控訴人の動作により生じ得る気流の影響とは到底考えられない程度にまで喫煙ルームの出口から離れた箇所に落下している」

とも指摘しています。

注1) 【甲51号証】と控訴人が行った実験の結果とを踏まえれば、現実には新幹線列車内だけでなく、街中のショッピングセンター等を含めたあらゆる施設の喫煙ルームが、上掲・健康増進法施行規則で定める喫煙室の設置要件のうち気流に係る基準を満たしていない、不適法（違法）な施設であると認められます。

このうち については、上記(1)の補足説明で記したとおり、控訴人が喫煙ルームの出入口を向いた状態で、頭上のやや後方に向かって紙片を放り上げたのですから、当該紙片の大部分が喫煙ルーム内（出入口から見て奥のほう）に落下していても、何ら不自然ではありません。

仮に被控訴人らが主張するとおり、控訴人が自分の体の前側に紙片（紙吹雪）を撒いていたのだとしたら、その紙片は（被控訴人らが言う）控訴人の体が押し出すことによって発生する気流に乗って、【甲58～63号証】で映っているよりももっと大量に喫煙ルームの外（通路）に落ちていなければおかしいはずですから、被控訴人らの主張は矛盾しています。

また についても、上記【甲51号証】の【図4】の一番下の図（計算開始から10.5秒後を示す【10.5sec】の表記があるもの）で、人体が喫煙室の出入口から身長約2倍離れた場所まで移動したときでも、まだ人体の背中にまとわりつくようにタバコ煙が引きずられ続けていることを示す着色が施されていることに照らし合わせて考えれば、やはり不自然なことではありません。

控訴人が行った一連の実験で、喫煙ルームの外（通路）に落下した紙片の枚数や範囲が毎回異なっているのは、紙吹雪の撒き方（紙片を放り上げる量や勢いや角度）や、喫煙ルームからの退出のしかた（向きや速度）などが、毎回微妙に異なるためです。

しかし、それが当該実験の科学性を否定する理由にはなりません。

それよりも重要なのは、以下の2点です。

- ア．複数回行った実験で毎回同じ結果（喫煙ルームの外にも紙片が落ちている）が出たこと
- イ．問題なのは、喫煙ルームの中から外へと向かう気流の風速・風量や喫煙ルームの外に落ちている紙片の量などではなく、そういう（健康増進法施行規則で定めた設置要件とは逆向きの）気流が常に発生する事実があると確認できたこと

控訴人が行った実験の結果が、コンピューターシミュレーションによる科学的な理論・知見と一致している事実こそ、新幹線列車内の喫煙ルームから人が退出するときには室内から室外への向きの気流が必ず発生する事実があることを、科学的に証明していると考えべきです。

- (4) 【乙5～7号証】は被控訴人らが言う「喫煙ルームから人が退出する際に煙草の煙が中から外へ流出するような気流が発生していないこと」の証明にはなっていないことについて

被控訴人らが【乙5～7号証】で主張したいのは、

「動画に映っているタバコ煙はすべて吸気口へと吸い込まれており、出入口付近には室外へ流出するタバコ煙は映っていない。だから室内から室外へと向かう気流は発生していない。」

旨であると推察されます（違っていたら、ご指摘願います）。

しかし、上に記した被控訴人らの主張には、以下の2つの誤りがあります。

タバコの煙は常に肉眼で見えたりカメラで撮影できたりするわけではないこと

このことは、街中で歩行喫煙をしている（火がついたタバコを手を持っている、または口にくわえている）人とすれ違ったとき、タバコの煙が目では見えなくても嗅覚でタバコ

臭さを感じる人が多いのを思い出せば、容易に理解できます（注2）。

このことは裁判官の皆様におかれましても、日常的に経験されておられるのではないのでしょうか。

これは科学的にどうなのかを議論する以前の、社会人としての常識の範疇の事柄であり、小学生でも理解できることです。

ですから【乙5～7号証】の動画を撮影中にも、カメラが撮影できる感度の限界を下回る、比較的薄いタバコ煙が、喫煙ルームの中から外（通路側）へ漏れ出ていた（すなわち喫煙ルームの中から外へと向かう気流が発生していた）可能性を、否定することはできません。

【乙5～7号証】の動画では出入口付近や喫煙ルームの外の様子を撮影していないこと一歩譲って、仮にタバコの煙はごく微量であっても必ず肉眼で見える（およびカメラで撮影できる）ものであったとした場合でも、【乙5～7号証】のように出入口の全体を映していなかったり、喫煙ルームの外（通路側）の様子をまったく映していなかったりする動画では、喫煙ルームの外へ漏れ出ている煙の存在を撮影できていない（見逃している、または故意に撮影しないている）可能性があります。

画面に映っていない部分、具体的には出入口の下の方から、タバコ煙が通路側へ漏れ出ている可能性を、否定することはできないからです（注3）。

このような動画では、タバコ煙が喫煙ルームから通路へ漏れ出ていない（室内から室外へと向かう気流が発生していない）ことの証明にはなっていないと、控訴人は指摘せざるを得ません。

要するに被控訴人らは、【乙5～7号証】の動画では、自分たちにとって不都合な部分を隠蔽し、好都合な部分だけを強調することによって、議論を非科学的な方向へと恣意的に誘導し、自らの不法行為（不適法＝違法な喫煙ルームの存置）の正当化を目論んでいるのです。

よって裁判所は、【乙5～7号証】の動画を証拠として採用してはなりません。

(5) 被控訴人らが500系車両で実験を行った動画を提出していないことについて

本件訴訟の対象となっている、被控訴人らが喫煙ルームを設置した上で営業運行に投入している車両は、以下の5種類です。

（営業運行開始日の早い順に記載）

）N700系 16両編成（被控訴人JR東海とJR西日本が保有、2007（平成19）年7月1日から東海道～山陽新幹線で運行）

）500系 8両編成（被控訴人JR西日本が保有、2008（平成20）年12月1日から山陽新幹線で運行）（注4）

）N700系 8両編成（被控訴人JR西日本とJR九州が保有、2011（平成23）年3

注2) 【甲56号証】と【甲57号証】の動画を撮影するときに緑色のレーザー光線を使っていたのも、肉眼やカメラでは見えにくい（撮影しにくい）比較的薄いタバコ煙を、より明瞭に可視化するのが目的でした。

注3) 上掲【甲51号証】の【図4】の【10.5sec】の図では、タバコ煙が拡散している様子を表す着色が床面すれすれまで描かれています。

注4) 喫煙ルームを新設する改造が完了した編成が営業運行を開始した日付を記載。

- 月12日から山陽～九州新幹線で運行)
-) N700A 16両編成(被控訴人JR東海とJR西日本が保有、2013(平成25)年2月8日から東海道～山陽新幹線で運行)
 -) N700S 16両編成(被控訴人JR東海とJR西日本が保有、2020(令和2)年7月1日から東海道～山陽新幹線で運行)

このうち控訴人が提出した動画を撮影した車両形式は、以下のとおりです。

- ・【甲58号証】 N700S 16両編成
- ・【甲59・60号証】 N700系 8両編成
- ・【甲61～63号証】 500系 8両編成

【甲58号証】(N700S)と【甲59・60号証】(N700系)では喫煙ルームの内外の構造やデザインがほぼ同じで見分けが付きにくいですが、500系だけは喫煙ルーム内外の構造やデザインが他の形式とは明らかに異なることが、動画を見比べればご理解いただけることと存じます。

一方、被控訴人らが提出した【乙5～7号証】の動画を撮影したのは、喫煙ルーム内外の構造やデザインから、いずれもN700シリーズ(500系以外)のどれかであることがわかります(注5)。

つまり被控訴人らは、500系車両で実験を行った結果の動画を提出していません。

このことは、被控訴人ら、特に500系車両を保有する被控訴人JR西日本は、少なくとも500系車両に関しては、控訴人の主張、すなわち、

「人が喫煙ルームから退出する際には喫煙ルームの中から外へと向かう気流が発生している、すなわち喫煙ルームが健康増進法施行規則で定めた設置要件を満たしていない不適法な(違法な)施設である」

旨に対する反論権の行使を放棄した、すなわち上に記した控訴人の主張は間違いではなく事実であることを、裁判所に対しても自ら暗に認めたものと理解すべきです。

注5) 被控訴人JR東海が提出した【乙6号証】では喫煙ルームのドアが開いたとき通路の向かいに車内販売準備室が映っていることから、車両形式や編成番号は不明ですが7号車の喫煙ルームで撮影したことは特定できます。

また被控訴人JR九州が提出した【乙7号証】では窓の外に800系車両(6両編成、九州新幹線区間(博多～鹿児島中央間)でしか運行しない)の博多方先頭車が映っていることから、熊本の車両基地内にある車両の定期点検を行う建物の中で、編成番号は不明ですがN700系8両編成の7号車の有明海側(指定席の座席番号でD席側)の喫煙ルームで撮影したことは特定できます。

なお【乙6号証】の撮影に使用したN700シリーズの16両編成列車の7号車の喫煙ルームは、2022(令和4)年3月以降、ビジネス客向けの打ち合わせ用スペースへ順次改装・転用されることが、被控訴人JR東海から発表されています。

https://jr-central.co.jp/news/release/_pdf/000041340.pdf

しかし3号車・10号車・15号車の3ヶ所の喫煙ルームは2022(令和4)年3月以降も引き続き存置されるのですから、この改装をもって被控訴人らが新幹線列車内での受動喫煙の防止について十分に努力したと認めることはできません。

(6) 結論

以上のことから、【乙5～7号証】と、それに基づく【準備書面(4)】における被控訴人の主張とが、いずれも合理性が認められない、非科学的かつ非常識で不当なものであることは明らかです。

よって裁判所は、関係する法令を踏まえるのは当然ですが、同時に学術的知見や社会通念（常識）をも踏まえて、被控訴人らの主張をすべて退け、被控訴人らに喫煙ルームの全廃を命じる判決を出すべきです。

3.【乙5～7号証】には手続上の不備がある疑いについて

被控訴人らが、これら3本の動画と一緒に提出した【証拠説明書(2)】では、当該動画に係る作成年月日以外の基本情報、すなわち、

- ・どこで(車両基地などの場所)
- ・どの車両で(編成番号・車両番号・号車番号等)

撮影したのか、すなわち撮影場所(車両)を特定するための(注5で列挙した事項よりも詳細な)情報が明示されていません。

これでは一般論として、証拠としての必要な体裁が整っておらず、証拠として有効と認めるための判断材料が不足していると指摘せざるを得ません。

被控訴人らにおかれましては、上に記した、不足している基本情報を、準備書面の追加提出または次回口頭弁論の席での口述によって開示するよう、要望致します。

但し、これらの情報が開示された場合であっても、上記2の(4)

「【乙5～7号証】は被控訴人らが言う『喫煙ルームから人が退出する際に煙草の煙が中から外へ流出するような気流が発生していないこと』の証明にはなっていないことについて」

の項目で論じた理由により、【乙5～7号証】には証拠として無効とすべきことは明らかであることを、念のため申し添えます。

4. 控訴審第1回口頭弁論で控訴人からの求釈明に係る言及が何も無かったことについて

この口頭弁論の席では、控訴人が再度請求していた求釈明(注6)について、被控訴人からも裁判所からも、何も言及がありませんでした。

そしてこの口頭弁論では、これらの求釈明の取り扱いがどうなっているのかについて、控訴人が質問しようとしても質問を切り出す間さえ無いまま、閉廷とされてしまいました。よって控訴人は、被控訴人らと裁判所の双方に対して、以下の対応を取るよう求めます。

- (1) 被控訴人らは、次回の口頭弁論に間に合うよう、以下の内容を記した準備書面を提出してください。

求釈明に応じる場合は、これに対する回答

求釈明に応じない場合は、その旨の意思表示と、以下の質問に対する回答

求釈明に応じる必要は無いと考える理由

求釈明に応じないことによって、被控訴人らが社会、特に望まない受動喫煙の強要に苦しめられ続けている不特定多数の国民から、

「JRは受動喫煙の防止に係る説明責任を果たさない無責任な企業だ」

旨の批判を浴び、企業イメージの低下や新幹線利用客の減少(減収)など、被控訴人ら自身にとっても不利益となる様々な悪影響を招く可能性がある問題について、一体どのように考えているのか

- (2) 裁判所は、被控訴人らが今後提出する準備書面、もしくは次回口頭弁論の席における発言で、求釈明に回答しない旨の意思表示をした場合、または求釈明に応じるか否かの意思表示に係る言及それ自体が無かった場合には、次回の口頭弁論の席で以下の対応を取ってください。

被控訴人らに対して、求釈明に回答するよう促すこと。

それでも被控訴人らが求釈明には応じない旨の意思表示をした場合には、求釈明に応じない不作為それ自体が民法第1条で定める信義誠実の原則に反する不法行為である旨の警告を発し、求釈明に応じるよう再度促すこと。

なおも被控訴人らが求釈明に応じない旨の意思表示をした場合には、被控訴人らは当該求釈明について合理的な説明(反論)ができないことを自ら認めたものとみなす、すなわち、

「被控訴人らは『控訴人が主張する控訴の趣旨にはすべて合理性があり正しい』ことを認めたものとみなします」

旨の宣言を行った上で、控訴人の主張に沿って新幹線列車内の喫煙ルームの全廃と損害賠償金の支払いとを命じる判決を出すこと。

注6) 2021(令和3)年8月19日付の準備書面(その13)の8頁に記した2項目、および同日付の準備書面(その14)の3頁に記した項目との、計3項目。

5. 被控訴人らからの【準備書面(4)】で【甲66号証】に係る反論等の言及が何も無かったことについて

控訴人は、上記【甲66号証】の提出が控訴審第1回口頭弁論期日の約2週間前であったことから、被控訴人らがこれに反論する機会を確保するための提案を【準備書面(その17)】の4頁で行いました。

そして被控訴人らは、控訴審第1回口頭弁論の席で、控訴人の提案に乗る形で、時間的猶予を請求していました。

ところが、被控訴人らが今年1日付で提出した【準備書面(4)】では、上記【甲66号証】の内容、具体的には、

「喫煙を終えた人が、自分の席に戻ってから、肺の中に充満している残留タバコ煙を、呼吸に合わせて少しずつ吐き出し続けることによって、周囲の他の客に受動喫煙を強要している事実があること。

すなわち喫煙ルームが新幹線列車内（客室を含む）での受動喫煙を誘発する原因になっていること。

つまり被控訴人らがその受動喫煙を防止するための努力を怠り続けている（健康増進法第26条で定める努力義務に違反している）不作為の事実があること。」

などに係る言及が、これに対する反論も含めて何もありませんでした。

この事実については、控訴人が上掲【準備書面(その17)】で言及したとおり、

「被控訴人らは【甲66号証】の内容について異議が無い、すなわち【甲66号証】の内容とこれに係る控訴人の主張は科学的・学術的にすべて正しい（ひいては被控訴人らが新幹線列車内の喫煙ルームを廃止しないままでは不当である）旨を、控訴人だけでなく裁判所に対しても、自ら暗に認めたものである」

と理解すべきです。

よって控訴人は、この点からも、被控訴人らの主張をすべて退け、喫煙ルームの全廃を命じる判決を出すことを、裁判所に対して求めます。

なぜなら、

「新幹線列車内の喫煙ルームを全廃することこそ、被控訴人らが、新幹線の乗客が理不尽な受動喫煙の強要 = 『煙の暴力』の被害を受けるのを防止するために取り得る、唯一無二の努力手段である」

からです。

・控訴の趣旨の3（損害賠償請求）関係

6．控訴審第1回口頭弁論で■■■■車掌への証人尋問の実施に係る言及が何も無かったことについて

この口頭弁論の席では、標記の証人尋問の実施をどうするのかについて、裁判所からも被控訴人らからも、何も言及がありませんでした。

そしてこの口頭弁論では、この証人尋問をどうするのかについて控訴人が質問しようとしても質問を切り出す間さえ無いまま、閉廷とされてしまいました。

よって控訴人は、裁判所に対して、次回の口頭弁論の席で、当該証人尋問の取り扱いをどうするかについて議論する時間を設けることを、求めます。

・ 控訴人の意見

被控訴人らは、本件訴訟において、以下に記す言動・主張を行っています。

2020（令和2）年11月26日に開かれた弁論準備手続の席で、原告（控訴人）からの求釈明について「答える必要は無い」と答弁し、原告を突き放し開き直りました。2021（令和3）年9月7日付の答弁書の「1 技術的基準 について」で、控訴人が2021（令和3）年8月19日付の準備書面（その13）の2～3頁で指摘した、人が喫煙ルームに出入りする際に気流の乱れが発生する問題に対して、

「『出入口から人が退出する際に』という基準・要件を根拠もなく付加するもの」云々と記しています。

すなわち、

「無人の車両基地内で喫煙ルームの設置要件を満たしていれば、乗客を乗せた営業列車内では設置要件を満たしていなくても（乗客を受動喫煙の害に晒しても＝法を守らなくても）問題は無い、構わない」

旨を主張しています。

被控訴人らは、上に記した自らの言動や主張が、理不尽な（三次喫煙を含む）受動喫煙の強要＝「煙の暴力」に苦しめられている、控訴人に限らない不特定多数の非喫煙者の気持ちをより一層深く傷つける「言葉の暴力」であるということ、理解できていないのではないのでしょうか？

被控訴人らには、

「自分たちがこういう言動を行ったら、多くの人たちの気持ちを傷つけることにはならないか？」

を事前におもむかせる想像力が、欠如もしくは不足しているのではないのでしょうか？

この「言葉の暴力」こそ、控訴人が本件訴訟の手続の進行方に関連して問題視している、被控訴人らの「不法行為」の本質そのものなのです。

その昔、中国の哲学者・孔子は、『論語』で、

「過ちて改めざる、是れ即ち過ちと言う。」

と説きました。

本件訴訟における被控訴人らの一貫した姿勢は、言わば自らの「過ちて改めざる過ち」の正当化を目論むものでしかありません。

被控訴人らのそのような姿勢は、控訴人が上掲・準備書面（その13）の9～10頁で記したとおり、新幹線の利用者（国民）との信頼関係を自ら毀損することによって、国民の「鉄道離れ」を誘発する原因となり、回り回って被控訴人らの首を自ら絞める結果をももたらします。

本件訴訟は、喫煙ルームに係る法律上の問題だけでなく、被控訴人らのコンプライアンス（法令順守）精神や企業倫理が問われている問題でもあるのです。

言い換えれば、控訴人が2021（令和3）年9月9日付の準備書面（その17）の6頁で記した、私たちの子孫からの「歴史の審判」に耐えうる見識が、今の被控訴人らには欠けている、と言うことなのです。

控訴人は、被控訴人らに対して、自らの過ちを素直に認め、本件訴訟の判決が出るのを待つことなく、すみやかに喫煙ルームの全廃に向けた作業に着手することを、改めて求め

ます。

また控訴人は、裁判所に対しては、以下の2点を改めて求めます。

- ア．被控訴人らが上記の事柄を主張することそれ自体が、不特定多数の新幹線利用者の気持ちを傷つける不法行為である旨を、判決書において認定すること。
- イ．上記アの不法行為に基づく被控訴人らの主張をすべて不当なものとして退け、控訴人が請求している、喫煙ルームの全廃と損害賠償の支払いとを命じる判決を出すこと。

．その他（被控訴人らが再反論を希望する場合の対応方について）

もしも被控訴人らが、この【準備書面（その18）】の内容について何らかの再反論を行いたいと言うことであれば、控訴人は、被控訴人らが再反論の書面を作成・提出するための時間的猶予の請求に応じる用意がございますことを、念のため付記致します。

以上